

○厚生労働省令第百四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇五十五 (略) 五十六 (略) 五十七 二―「(四―エチル―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ)メチル」フェノール及びその塩類 五十八 (略) 五十九〇七十三 (略) 七十四 (略) 七十五 キノリン―ハ―イル―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類 七十六 (略) 七十七〇百四十七 (略) 百四十八 (略) 百四十九 三―「二―(ピペリジン―一―イル)シクロヘキシル」フェノール及びその塩類 百五十 (略) 百五十一〇二百七十四 (略)	(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇五十五 (略) 五十六 二―(四―エチル―二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類 (新設) 五十七 一―(四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類 五十八〇七十二 (略) 七十三 キノリン―ハ―イル―(五―フルオロペンチル)―一H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類 (新設) 七十四 キノリン―ハ―イル―ペンチル(一H―インドール)―三―カルボキシラート及びその塩類 七十五〇百四十五 (略) 百四十六 (一RS・三SR)―三―「二―ヒドロキシ―四―(二―メチルオクタ―二―イル)フェニル」シクロヘキサ―一―オール及びその塩類 (新設) 百四十七 二―(ピロリジン―一―イル)―一―(チオフェン―二―イル)ブタン―一―オン及びその塩類 百四十八〇二百七十一 (略)

[

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。